

東近江市告示第210号

東近江市事業継続支援金給付要綱を次のように定める。

令和4年9月29日

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市事業継続支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期化する新型コロナウイルス感染症の感染拡大並びに原油価格及び物価の高騰により収益が低下した市内の中小企業者等の事業継続を図ることを目的として事業継続支援金(以下「支援金」という。)を給付することに関し、東近江市補助金等交付規則(平成17年東近江市規則第54号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 支援金の給付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、滋賀県事業継続支援金第4期の給付を受けている者で、市内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものとする。

(給付金額)

第3条 支援金の額は、事業主が法人の場合にあつては10万円、事業主が個人の場合にあつては5万円とする。

2 支援金の給付は、給付対象者1者につき1回限りとする。

(給付の申請)

第4条 支援金の給付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、東近江市事業継続支援金給付申請書兼請求書(様式第1号)に次の書類を添え、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 市内に事務所等を有することを証明する書類の写し
- (2) 第2条に該当することが確認できる書類の写し
- (3) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (4) 申請者の指定する金融機関口座(以下「指定口座」という。)の通帳等の写し

(給付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による給付の申請があつた場合は、その内容を審査の上、支援金の給付の適否を決定し、支援金を給付することが適当であると認めたときは、

指定口座に支援金を払い込むものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、支援金を給付することが適当でないと認めるときは、東近江市事業継続支援金不給付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（給付手続の特例）

第6条 規則第26条の規定により、給付請求の手続を給付申請の手続に併合し、支援金の給付決定の通知、実績報告及び支援金の額の確定の手続を省略するものとする。

（事業の委託）

第7条 給付事業の実施主体は、東近江市とする。ただし、市長は、支援金の給付に関する受付、審査及び給付事務を適当と認める者に委託することができる。

（その他）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年9月29日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

東近江市事業継続支援金給付申請書兼請求書

東近江市長 様

次のとおり事業継続支援金の給付を申請します。

記入日	年	月	日
-----	---	---	---

1 申請者

経営規模	<input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 法人（中小企業）
資本金（又は出資金） （※法人の場合のみ）	万円
常時雇用する従業員数 （※法人の場合のみ）	人
法人所在地 （又は申請者住所）	〒
（フリガナ）	
法人名（又は屋号）	
（フリガナ）	
代表者名 （又は個人事業主）	
担当者氏名	
電話番号 ※日中対応可能な番号を記載	

2 事務所等の所在（東近江市内の事務所又は事業所を記入してください。）

店舗名（屋号）	滋賀県事業継続支援金（第4期）の 受給額	東近江市事業継続支援金 給付申請兼請求額	
所在地			
	円	100,000 円（法人）	
		50,000 円（個人）	

3 支援金の振込先

金融機関名	支店名	種別	口座番号
		普通 当座	
口座名義人		フリガナ	

（必要書類）

- 市内に事務所等を有することを証明する書類の写し
- 滋賀県事業継続支援金第4期の給付決定を受けたことが確認できる書類の写し
- 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 振込先口座の通帳等の写し

誓約書兼同意書

私は、下記の事項について誓約し、同意します。

記

- 1 東近江市事業継続支援金の給付要件を全て満たしています。
- 2 申請書記載事項及び添付書類の内容に偽りはありません。また、東近江市から必要と認める書類の提出を求められた場合は、速やかに提出します。
- 3 本支援金の申請に当たり、東近江市が取得した個人情報について、必要に応じて、今後実施される事業の審査、郵送物の送付及び支払業務を円滑に行うため利用することに同意します。
- 4 東近江市が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入調査等に応じます。
- 5 申請内容の確認・審査等のため、滋賀県事業継続支援金（第4期）の申請書類に記載された内容及び支援金の給付状況について東近江市が滋賀県から情報提供を受けることに同意します。また、申請内容について必要に応じて他の行政機関に照会を行うことに同意します。
- 6 給付又は不給付に関する情報及び申請書類等に記載された情報について、国、県その他の行政機関から求めがあり東近江市が必要と認めた場合は、当該行政機関に提供することに同意します。
- 7 滋賀県事業継続支援金（第4期）の給付決定の取消や返納があった場合は、直ちに申し出ます。また、不正受給が判明した場合には、支援金の返還に応じます。
- 8 その他申請の内容に虚偽や不正があった場合又は給付要件を満たしていないことが判明した場合は、支援金の給付申請を取り下げます。また、支援金給付後に発覚した場合は、支援金を返還します。
- 9 東近江市補助金等交付規則第11条に規定する決定の通知は、必要としません。
- 10 自己又は自社若しくは自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 11 10の(2)から(6)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 12 東近江市が必要と認めた場合は、10及び11について東近江警察署に照会することに同意します。

年 月 日

東近江市長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
(法人、団体にあつては、本社所在地)

(ふりがな)  
氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩  
(法人、団体にあつては、法人・団体名及び代表者名)

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 性別 (男・女)  
(法人、団体にあつては、代表者の生年月日及び性別)

様式第3号（第5条関係）

東近江市事業継続支援金不給付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

東近江市長 印

年 月 日付けで申請のあった事業継続支援金については、次の理由により給付しないことに決定しましたので、東近江市事業継続支援金給付要綱第5条第2項の規定により通知します。

給付しない理由